

毎週火、金曜日発行(但休日に当り、翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 農業試験場等の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年十二月二十日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
萩 原 治 郎

監査箇所	堀江実藏	執行年月日
農業試験場	同	昭和三十六年六月二十二日
農業講習所	同	同
中部県税事務所	同	七月十二日
西部	同	七月二十日
東部	同	八月二日
西伯病害虫防除所	同	九月六日
米子	同	同
日野	同	同
東伯	同	九月十一日
鳥取	同	二十六日
岩美	同	同
八頭	同	同
気高	同	同

農業試験場

昭和三十六年六月二十二日監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一 組織機構等について

現在職員は場長以下五六名(内一名休職)で、この配置状況は東伯分場一名、西伯分場六名(内一名休職)、残り三九名が本場勤務である。

本機関は総合試験場として、人的整備と施設整備につき逐年考慮が払われているが、従来より懸案であった東伯及び西伯両分場長の専任化により運営体制が強化されたとはいえ、全般的に研究職員の不足が認められる。

さらに、国庫補助事業による補助職員数等から検討すれば、病害虫観察員の充実及び園芸科長欠員に対する措置等、技術職員の適正配置について、検討考慮の必要がある。

二 事業活動について

本年度における試験、研究項目は三十数目に上り、

予算の執行状況を大別してみると、その大部分が国の委託及び補助事業である。経費支出の内訳は、農事試験場費及び麦類指定試験費より国庫対象事業費七百九十一万五千余円、県単独事業費百六十九万二千円、運営費(整備費含む)六百八十三万八千円を支出し、さらに県庁費その他より二千五十八万二千余円を執行している。これらによる試験、研究は、本場施設のほか県下各地に試験場を設けて試験、研究に努力しているが、職員の充実強化並びに施設整備と相まって、農業近代化への転換期、さらに本県の特長性も充分考慮して、総合的に本機能を發揮せしめるよう関係当局の一段の善処を望む。

各科別の業務概況は概ね次のとおりである。

1 作物科

(1) 米麦の原種決定、耕種改善を主体として各種試験に努めているが、農業経営の省力機械化に伴い、水稻の直播、薬剤による乾燥及び水田裏作に対する薬剤除草方法等更に有効適切な成果を挙げるよ

麦類栽培面積調査

う善処が望まれる。

とくに、県下麦類の作付面積を見ると次表のとおりで、ビール麦の普及が著しく増加しつつある。

区分	裸麦	小麦	ビール麦	大麦	備考
三十三年産	五、七五八	四、二四八	二、五七八	六一九	1 分比(%)は三十三年に対する百
三十四年産	五、五七八	四、一六九	三、〇三九	五六六	2 ビール麦採種は状況
三十五年産	五、六七九	四、〇七四	三、四六九	四〇四	昭和三十五年産までは作付なし
三十六年産	四、三一〇	三、六八〇	四、一八〇	二八〇	昭和三十六年産 五〇アール
	(73)	(87)	(162)	(41)	3 ビール麦試験田状況
					昭和三十五年産までは五アール
					昭和三十六年産一八、七アール

(2) 本場は場は約三ヘクタールのうち水稻の原々種

及び原種はの所要面積は最少限度二ヘクタールを必要とし残り一ヘクタールでその他主要作物に対する諸試験を行っているが、試験研究は場の需要性は益々増大し、已むなくとられている分場使用及び現地試験地(二十二ヶ所)設置の方法も人員

本機関はこれが、試験田、採種はの増反を図り、試験研究に努めてはいるが、優良原種の早期確保と増反について、一層努力の要がある。

及び旅費不足のため効率面に不満がある。は場の拡張確保と土地改良につき検討を望む。

又本年度の水稻原種配付可能数量五、一〇一kg に対し二、〇八〇kgを配付し、差引三、〇二一kg が未配付となつており前段は場拡張の必要性と矛盾するが、このことは希望数量のは握とこれが配

付機構、方法に欠かんがあると思われるので、検討善処されたい。

2 園芸科

担当職員は科長以下三名であるが、科長は現在場長の事務取扱であり他の一名は地区病害虫観察員を兼務しており、実質的には研究員一名である。

砂丘畑灌漑を菜試験、てん茶試験並びにそ菜品種又は除草剤試験を単独事業費一五〇、〇〇〇円で実施しており、園芸農業が重視される折柄研究項目のみ過多となり、試験研究の結果を取纏めることすら出来ない実情であつた。これが実態について充分検討されたい。

3 病虫科

(1) 病害虫発生予察事業は、本場ほか八ヶ所の観察所(指定事業費は全額国庫負担)と、巡回観察により主要病害虫の状況を調査したのを始め、いもち病、ニカメイ虫を主体とする防除適期試験(事業費半額国庫補助)は場を県下四五ヶ所に設けて

病害虫の早期発見と情報の提供に努めていた。

また稻縞葉枯病の媒介体ヒメトビウカの発生消長、本病発生と田植適期の関連について調査していた。地区観察員定員八名のうち本場他科勤務者三名西伯分場勤務者二名をそれぞれ兼務の形でおいていることは従来のおりであるが、人件費二分の一国補であつて、本県の実態は変形である許りでなく双方の業務推進に支障があるので検討善処の要がある。

(2) 土壌線虫検診事業として、県下四三地点について、砂丘畑と黒土畑地帯を中心に、そ菜類を重点に土壌線虫の種類、密度及び被害度などの検診業務を実施しその結果被害激甚地百ヘクタールに対し薬剤購入補助がなされた。

4 土壌肥料科

(1) 施肥改善事業(半額国庫補助)として、日野地区五ヶ所(一、九〇〇ヘクタール)を対象の水田土壌調査県下八ヶ所における施肥標準試験、七河

川の水质調査等施肥改善の方策について研究調査をしているが、これら試験結果に基づき施肥指導には、関係機関と連絡を密にして末端普及につき一層の努力を望む。

また、三十三年度より継続実施した中海干拓地(崎津、外江)の栽培試験は、本年度をもつて完了し、これら試験結果に基づき干拓地栽培方法は一応の成果を挙げている。

5 低位生産科

(1) 前年度より十ヶ年計画で実施している地力保全調査事業は、県下畑地対象面積一五、五〇〇ヘクタールのうち、本年度末で二、四〇〇ヘクタールを完了している。このうち、本年度分は、一、四〇〇ヘクタール実施し、土壌区分と生産力阻害原因の探究に努めたが地力保全対策の確立の要がある。

(2) 土地改良跡地調査は、県下一一地区四一六ヘクタールについて、暗渠排水等土地改良施行跡地の

土壌変化の実態調査に努めていた。

東郷湖畔客土地特異酸性障害を調査し防止策を通知したが、三十六年被害の増大を見たのは遺憾である。この種防止対策については特に強く示唆警告されることが特に望まれる。

6 経営科

(1) 有畜営農試験として、本年度から東伯郡東伯町に試験地を設定して、水田酪農振興のため、水田を基盤とする飼料作物の総合改善技術試験を開始していた。

(2) また牧野土壌試験(全額国庫)のほか、飼料作物栽培試験は、前年度に引続き畜産課所管の草地改良事業の一部を受託して黒土畑地(東伯郡東伯町及び西伯郡名和町)と、水稲早期栽培跡地を含む水田裏作(本場)の飼料作物の栽培試験及び酪農飼料構造に関する調査研究を実施していた。酪農振興が推奨されている現下水田裏作飼料作物栽培試験は特にその必要性が認められるのでこれが

試験調査に対しては更に積極的な予算措置の要がある。

7 農機具科

(1) 前年度に引続き、砂丘畑地帯における畜力作業体系確立に関する研究は、事業費一五〇、〇〇〇円(全額国庫)で湖山砂丘地域の民有地一八アールを借上げ、従来砂畑用として研究改良した機具を利用して、労力節減による作物栽培作業の試験研究を実施していた。
(2) 農機具改善に関する試験(単独事業費二〇、〇〇〇円)は、民有地一五アールを借上げて、麦作改善対策として、秋冬期における天候不順に適応した栽培法又は施肥播種機の構造などについての試験を実施していたが、さらに予算措置も考慮し

て、これが試験研究に一層工夫されたい。
(3) 大型トラクターによる水田深耕試験は本科及び作肥料、土壤肥料が担当し、事業費二〇〇、〇〇〇円(単独事業)をもつて県下三ヶ所の試験地及び五十ヶ所の試験田を設けて耕起方法の改良策、栽培及び施肥方法等に関する研究を実施していたが、今後の農業経営のあり方に影響することが大であるので、更に綿密を総合試験に努力を望む。
8 肥料検査室肥料の取締状況は前年度に比較して努力されているが、さらに不良肥料の流通防止に一層努力されたい。
なお、本年度実施した肥料検査、その他性分析件数等は次表のとおりである。

区分	三十四年度		三十五年度	
	件数	手数料	件数	手数料
肥料業者登録更新	一五件	一一、五〇〇円	一〇件	五、五〇〇円
同	六六	三一、七五〇	一七	五、五〇〇

9 東伯分場

本機関は国の指定試験地として、麦育種試験並びに病理育種試験事業を職員八名(全額国庫負担)で、また単独事業として中晩稻栽培試験を二名(一名兼務)で実施しているほか、病害虫発生観察員一名を配置し、それぞれ試験、研究、運営に努力していたが、次の点検討の要がある。

- (1) 第二病理研究室は地盤低く、破損が甚しいほか雨漏り等により暗室を使用していないので修理の要がある。
- (2) 当分場には小型ティラーのみしかなく場の運営上支障があるので、機動力充実について考慮の要がある。
- (3) 本分場には分任出納員設置が適切である。

区分	三十四年度		三十五年度	
	件数	手数料	件数	手数料
検査	一三三	五、七五〇	一三三	九、五五〇
計	四、〇九五屯	三〇七、一一五	四、八四四屯	三六三、三〇〇
		三五七、一二五円		三八三、八五〇円

10 西伯分場

監査日現在、職員は分場長以下六名で、うち二名は病虫害発生観察員を兼務し更に常農夫一名が休職中である。

試験研究内容は、加工用野菜、特産を菜の試験研究を主体に実施しているが、従来からほ場管理は実科生の労力に依存しているため、最近実科生の入所減による実情等からして、機械力導入及び管理費予算措置について検討の要がある。
なお、当分場は、三十六年度において、生産と加工を一体とした総合的試験研究機関として整備が予定されていたが、これが機会に前記諸点の解消が望まれる。
施設整備について

(実科)

注 () 内は計画にたいする実績比率

項目	科別	三十三年度		三十四年度		三十五年度	
		計画A	実績B	計画A	実績B	計画A	実績B
講義	A	990	550	766	660	728	655
		990	550	766	660	728	655
実習	A	450	250	450	350	450	350
		450	250	450	350	450	350
その他	A	1,750	1,300	1,350	1,100	1,400	1,100
		1,750	1,300	1,350	1,100	1,400	1,100
計	A	2,190	1,100	2,566	2,110	2,578	2,105
		2,190	1,100	2,566	2,110	2,578	2,105
C/A	A	100.0	50.2	100.0	81.8	100.0	81.4
		100.0	50.2	100.0	81.8	100.0	81.4
C/B	A	100.0	50.2	100.0	81.8	100.0	81.4
		100.0	50.2	100.0	81.8	100.0	81.4

三 最近三ヶ年の講義状況は (本科)

注 () はそ菜実科の研究生である。

年度	本科		普通		果樹		合計
	一年	二年	一年	二年	一年	二年	
三十五年度	15	15	30	16	3	40	84
三十六年度	15	15	30	16	1	17	58
合計	30	30	60	32	4	57	142

農業講習所 昭和三十六年六月二十二日監査
 監査委員 松本利治
 同 荻原治郎
 一 職員は所長以下六名となつていますが、従来どおり、所長、庶務係長は兼務で、実質的には次長以下四名が

専任職員である。
 二 講習生の状況は次表のとおりである。
 なお、昭和三十五年度の本科課程終了生十五名のうち、自営三名を除き、他は官庁、農協関係に就職していた。

経費	研究その他
99,877	99,877
10,522,557	10,522,557
37,047,577	37,047,577
合計	48,470,011

講義	540	575	540	560	540	581
実習	600	652	600	630	600	618
実験	190	5	190	43	190	36
その他		74		64		56
計	1,330	1,306	1,330	1,297	1,330	1,291
B-A		98.2		97.5		97.1

であつて、学科及び実習に分けて分析してみると、学科は計画時間数にたいし本科一年九一%、二年七五%、実習時間は本科一年一五七%、二年一〇五%で、これを従来との割合から見ると、逐年実習軽減に努め、学科時間の確保に努めつつあることは認められるが、一般教養科目は依然として計画を下回っている。

また、実験時間が計画を下回り、本科一年の如きは四四%にすぎない。このことは、主として講師の都合によるものと思われるので、これが確保について一層努力するとともに設備の充実についても配慮の余地がある。

県税事務所
 中部県税事務所 昭和三十六年七月十二日 監査 松本利治
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 同 堀江実蔵
 西部県税事務所 昭和三十六年七月二十日 監査 松本利治
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎
 同 堀江実蔵
 東部県税事務所 昭和三十六年八月二日 監査 松本利治
 監査委員 松本利治

同 萩原治郎
 同 堀江実蔵

昭和三十五年度にかかる各県税事務所の定期監査は、経済界の動向等による自主財源の推移、納税貯蓄組合の育成指導とくに、自主納税による徴收方式の強化、賦課

徴收の適正執行及び効率的調査体系の確立と組織の充実、さらに、調査方法の合理化等による課税標準額のは握が如何に推進され、実地に浸透されているか等につき慎重実施した。

その結果、前年度との賦課徴収比率は

収入額すう勢比	東部	122%	過誤納金を含む
	中部	146%	
調定額すう勢比	東部	129	過誤納金を含む
	中部	129	
収入額すう勢比	東部	124	過誤納金を含む
	中部	148	
調定額すう勢比	東部	130	過誤納金を含む
	西部	130	

で、各所とも自主財源の確保等税務行政の推進に努力し、逐年上昇のすう勢を示しており、担当職員の労を多とする。

しかしながら、賦課徴収の個々の内容を見ると考究改善すべき事項が見受けられたので、これが運用の合理

化と適正化につき一層の配慮を望む。

なお、その概況等共通の事項は次のとおりである。

一 賦課徴収について

(1) 昭和三十五年度各所の課税状況は、

昭和三十五年各所の課税状況

事務所別	昭和35年度		昭和36年度		計
	年度別	現年度分	過年度分	滞納繰越分	
東部	三三、八〇〇千円 増△減	二八、五五〇千円	三三、〇〇〇千円	五、四五〇千円	三三、二七〇千円
中部	三三、〇〇〇千円 増△減	一〇、九二〇千円	六、七六〇千円	五、一六〇千円	三三、〇〇〇千円
西部	三三、〇〇〇千円 増△減	三三、三三〇千円	八、八六〇千円	四、〇九〇千円	三三、〇〇〇千円
計	三三、〇〇〇千円 増△減	七二、七八〇千円	四八、五二〇千円	二四、三〇〇千円	七二、七八〇千円

で、前年度に比較し、東部六九、二六二千円、中部五五、四六九千円、西部八三、八二八千円それぞれ増加し、総額において二〇八、五五九千円増加している。

(1) これを内容別にみると、現年度分二〇二、三五

七千円、過年度分一二、五六二千円がそれぞれ増加し、反面、滞納繰越分六、三六〇千円の減で逐年減少している。

(2) 税目別にみると法人事業税一六六、一一三、遊興飲食税三四、九五七千円、軽油引取税二一、

八〇七千円、法人県民税二一、六八五千円、不動産取得税一三、五四九千円等が主で、二億二千六百七十余万円が経済成長、旅行ブームその他自然増により増加したのに反し、税法一部改正による固定資産税九百九十余万円減のほか、自然減により八百二十余万円減少している。

(3) また、その伸びを各所別にみると、法人事業税は東部三五、三六七千円、中部三一、七〇六千円、西部が四九、〇四〇千円それぞれ伸長している。

遊興飲食税は観光ブーム等により東部一〇、〇九三、中部九、七二八千円、西部一五、一四六千円の伸びを示しているが、とくに、東部は前年度に比し観光客の減少と管内温泉旅館の分散所

昭和三十五年各所別徴収状況

事務所別	昭和35年度		昭和36年度		計
	年度別	現年度分	過年度分	滞納繰越分	
東部	三三、八〇〇千円 増△減	二七、六三〇千円	三三、〇〇〇千円	六、三七〇千円	三三、八〇〇千円
中部	三三、〇〇〇千円 増△減	一〇、九二〇千円	六、七六〇千円	五、一六〇千円	三三、〇〇〇千円
西部	三三、〇〇〇千円 増△減	三三、三三〇千円	八、八六〇千円	四、〇九〇千円	三三、〇〇〇千円
計	三三、〇〇〇千円 増△減	七二、七八〇千円	四八、五二〇千円	二四、三〇〇千円	七二、七八〇千円

在不利な条件等はあつたが、課税標準額の確保に つとめ顕著な成績をおさめたことは結構である。

軽油引取税は経済界景気上昇と自動車台数の増加により、東部七、六四三、中部五、五四九千円、西部八、六一五千円それぞれ伸びている。

法人県民税においても所得自然増により東部五、六三八千円、中部五、五三一、西部一〇、五一六千円増加で、なかでも西部の伸びは著しい。

(2) 各所別徴収状況は、左表のとおりで、測定額に対する収入率は九六・八%で、前年度に比較し一・四%上昇し、合計二二二、三八一、〇〇〇千円増収している。

計	西 部		中 部	
	増	減	増	減
三十四年度	六四、七九	三六、六七	二八、七五	六六九
三十五年度	八六、五〇	三七、三八	二六、八五	一、〇四
増△減	二一、七一	〇、九一	△一、一〇	一、〇四
三十四年度	三三、七二	三六、六七	二九、〇三	一、三五六
三十五年度	三三、七二	三六、六七	二九、〇三	一、三五六
増△減	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
三十四年度	三三、七二	三六、六七	二九、〇三	一、三五六
三十五年度	三三、七二	三六、六七	二九、〇三	一、三五六
増△減	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇

(1) これを内容別にみると現年度分二〇三、七一一千円、過年度分一二、一八一千円増加し、反面、滞納繰越分三、五一一千円減少している。

(2) さらに、これを各所別にみると、東部七二、六九一千円、中部五六、二三三千円、西部八三、四五七千円それぞれ増加している。

(3) 調定に対する徴収状況は、東部九六・二%、中部九七・六%、西部九六・〇%で、中部がその首位を占めており、自主納税の推進、とくに、納税貯蓄組合の育成強化を図り、納期内納入、東部の

二 課税事務について

(1) 遊興飲食税は、各所とも課税客体の捕そくに努め、実額調査に重点を指向し、直接、間接調査の併用、権衡査案等により課税の適正化を図っているが、各所とも効率的調査体系の確立による計画実施にさらに、創意工夫を要するものを見受けたほか、課税裏付資料の集収等なお努力の要がある。

(2) 課税公正の一般的事項として、東部は標準調査を基調とし、これに権衡査案を加味し、決定して

おり、中部は実額調査前に申告書の検討をなし、不審の申告箇所を重点的に調査し、実質的には実額調査額に査案額を含めて決定しており、西部は実額調査のほか集合調査等により決定(一部権衡修正)しているが、とくに、西部の図表によつて、申告並びに決定額の逐年の推移を把握し、曲線変化の箇所をとくに調査し、申告制度の確立とあいまつて課税の適正化につとめていたことは結構である。

(3) 各所別の更正決定状況は

東 部	四三〇件	一一、三二五千元
中 部	二三三件	七、七六二千元
西 部	三八一件	四、九九〇千元

で、更正事実に対しては追求の手をゆるめず、課税の公正化に努力していたことは結構である。

(4) いわゆる零申告にかかる申告書提出についての取扱に統一を欠いているので、これが調査の合理化等をも勘案し、検討考慮の要がある。

(1) 夜間検税の効率的運用について、さらに創意工夫されたい。

(2) 不動産取得税については、前年度に比して八、五七七千余円の現過年度分増加に対し、滞納繰越額が一五〇千余円減少しており、とくに、原始取得分については、所員全員で協力し、昨年度より増加をみているが、オートバイも配車となつたので、なお一層、課税客体の捕そくに努められたい。

また、遅延がちで課税のあい路となつている市町村長の通知義務については、これが励行されるよう万全の処置を講ぜられたい。

個人県民税調定収入状況調

区 分	現年度分調定額 滞納繰越分調定額 小計	東 部	中 部	西 部	合 計	調定額に対する収入率	
						三三三	三三四
現年度分調定額	三,三〇,〇〇〇 円	一,〇二六,〇三三 円	一,〇〇三,〇〇〇 円	二,五二一,〇一七 円	五,八二六,〇八七 円	八四・〇%	八六・三%
滞納繰越分調定額	五,三〇,〇〇〇 円	一,五五五,〇六六 円	一,五五五,〇六六 円	三,六六五,〇〇〇 円	一,〇二五,〇〇〇 円	八四・〇%	八六・三%
小計	八,六〇〇,〇〇〇 円	二,五八一,一〇〇 円	二,五五八,〇六六 円	六,一八六,〇一七 円	六,八五一,〇八七 円	八四・〇%	八六・三%
期限内収納額	七,四〇〇,〇〇〇 円	二,八八四,一八八 円	二,八八四,一八八 円	五,七六八,三七六 円	八,五六八,三三三 円	八六・〇%	八七・五%
期限後収納額	三,三〇〇,〇〇〇 円	八八六,九一二 円	六七三,八七八 円	一,五六三,〇二一 円	一,〇八二,七一一 円	八六・〇%	八六・三%
不納欠損額	一,二〇〇,〇〇〇 円	一,〇〇〇,〇〇〇 円	一,〇〇〇,〇〇〇 円	二,〇〇〇,〇〇〇 円	一,七八二,七五七 円	八六・〇%	八六・三%
差引滞納額	一,二〇〇,〇〇〇 円	一,〇〇〇,〇〇〇 円	一,〇〇〇,〇〇〇 円	二,〇〇〇,〇〇〇 円	一,七八二,七五七 円	八六・〇%	八六・三%

四 県税の収納状況について

県税目別納期内及び納期限後の収入状況は次表のとおりで、依然として、納期内収納率は低調である。

自主納税体制の確立強化を図るほか、さらに納税貯蓄組合の育成拡充強化につとめ、これが促進につきさらに努力の要がある。

納期内及び納期限後収入状況調

区 分	調定額 (千円)	納期内納入 金額 (千円)	納期限後納入 金額 (千円)	納入率	収納率
調定額	八,六〇〇	七,四〇〇	一,二〇〇	八六・〇%	八六・三%
納入率		八六・〇%	八六・三%		
収納率		八六・〇%	八六・三%		

不動産原始取得現、過年度課税比率表

務 所 別	事 所	年度別	現 年 度		過 年 度		計	
			件数	率	金額	率	金額	率
東 部	三三三	三五	三	一三・五	九七五,三〇〇 円	二七・五	五,六四四,三〇〇 円	一〇〇
		三四	三	一三・五	九七五,三〇〇 円	二七・五	五,六四四,三〇〇 円	一〇〇
中 部	三三三	三五	五	二〇・六	一,八二二,七〇〇 円	三三・三	四,三三三,〇〇〇 円	一〇〇
		三四	五	二〇・六	一,八二二,七〇〇 円	三三・三	四,三三三,〇〇〇 円	一〇〇
西 部	三三三	三五	二〇	五〇・〇	一,六六六,〇〇〇 円	四〇・四	三,七六三,三〇〇 円	一〇〇
		三四	二〇	五〇・〇	一,六六六,〇〇〇 円	四〇・四	三,七六三,三〇〇 円	一〇〇
合 計	三三三	三五	二八	六六・一	四,四六四,〇〇〇 円	三三・三	一三,七四〇,〇〇〇 円	一〇〇
		三四	二八	六六・一	四,四六四,〇〇〇 円	三三・三	一三,七四〇,〇〇〇 円	一〇〇

(3) 自動車税については、逐年自動車の登録が増加しているが、一方課税客体のない課税保留分(東部一七、中部二四、西部一〇五)も増加している現状であるので、早期に解決するよう善処すること。

三 個人県民税について
個人県民税調定収入状況は次表のとおりで、その収入率は八六・二%であり、前年度より三・二%上昇しているが、滞納額の徴収整理になお一層指導の要がある。

項目	金額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	率
普通税	八〇,三三三	四〇,五八六	五〇・九〇	四〇・〇	八〇,一五八	九八・〇
県民税	一〇〇,〇六一	四九,四九六	四九・五〇	五〇・〇	一〇〇,〇〇〇	九八・〇
個人事業税	一〇〇,〇六一	四九,四九六	四九・五〇	五〇・〇	一〇〇,〇〇〇	九八・〇
法人税	六〇,八三三	二九,七三三	四八・八三	三〇・〇	六〇,八三三	九八・〇
不動産取得税	六六,二二二	二九,七三三	四四・八三	三六・四九	六六,二二二	九八・〇
娯楽施設利用税	三六,二七一	一四,〇二二	三八・七〇	二二・二五	三六,二七一	九八・〇
遊興飲食税	一三,九九七	六,〇二二	四三・〇〇	七・九七五	一三,九九七	九八・〇
自動車税	一三,九九七	六,〇二二	四三・〇〇	七・九七五	一三,九九七	九八・〇
鉦区税	六三,九二二	三三,〇〇〇	五一・六三	三〇・九二二	六三,九二二	九八・〇
狩りよ者税	二七,四〇〇	一三,〇〇〇	四七・四六	一四・四〇〇	二七,四〇〇	九八・〇
固定資産税	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇〇	〇	〇	一〇〇・〇〇
目的税	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇〇	〇	〇	一〇〇・〇〇
軽油引取税	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇・〇〇	〇	〇	一〇〇・〇〇
旧法による税	六六六	一五,〇〇〇	二二・五二	六六六	六六六	一〇〇・〇〇
合計	九七〇,四六三	四〇〇,六〇〇	四一・二八	四六九,八六三	九七〇,四六三	九八・〇

五 滞納繰越の整理について

滞納繰越分の整理状況は次表のとおりである。さら

滞納繰越分徴収状況表

区分	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額
東部	三,三三七,五八八	一,六三三,八二八	三三・九	一,七〇三,七六〇	六,四〇一,五三三
中部	三,三三三,〇〇〇	一,四一四,〇〇〇	三九・六	一,九一九,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇
西部	三,三三三,〇〇〇	一,四一四,〇〇〇	三九・六	一,九一九,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇
計	三,三三三,〇〇〇	一,四一四,〇〇〇	三九・六	一,九一九,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇

六 徴収事務について

(1) 徴収猶予について

(イ) 分割徴収に対する分納計画の期限を厳守せしめること。

(ロ) 徴収猶予申請書の不備なものがある。

(ハ) 地方税法第十五条の三の規定による徴収猶予にあたり、税額の半額を納付していないものについても猶予していた例がある。(中部、西部)

(ニ) 財産差押及び換価について

(イ) 差押物件価格は滞納税額に見合うことが前提要件であるので、これが処理の合理化につき創意す

ること。

(ロ) 予定価格(公売代金)と滞納税額との差額の処置に検討を要するものがある。

(ハ) 換価猶予の取扱につき考慮の余地がある。(中部)

七 機動力の増強について

機動力を活用して自主納税の推進を図っているが、滞納繰越分の整理等効率的収納のためにも、また、不動産調査においても機動力にまつところが大きいので、これが強化につき当局の検討を望む。

八 財産管理について

県 税 収 入 済 額 調

区 分	昭和三〇年度					昭和三一年度					昭和三二年度					昭和三三年度					昭和三四年度					昭和三五年度				
	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部
合 計	2,079,930	1,215,111	481,311	283,508	490,110	3,552,212	2,145,000	845,000	502,000	798,000	3,586,888	2,101,111	810,111	490,888	780,888	3,966,666	2,300,000	900,000	500,000	966,666	3,211,111	1,900,000	700,000	511,111	800,000	3,888,888	2,300,000	800,000	588,888	900,000

税 目 別 県 税 事 務 所 調 定 収 入 調 書

税 目	区 分	昭和三〇年度					昭和三一年度					昭和三二年度					昭和三三年度					昭和三四年度					昭和三五年度				
		計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部
滞納繰越分		1,215,111	700,000	283,508	231,603	1,845,000	1,100,000	400,000	250,000	350,000	2,101,111	1,200,000	450,000	280,888	370,888	2,300,000	1,300,000	500,000	300,000	500,000	2,100,000	1,200,000	400,000	300,000	400,000	2,300,000	1,300,000	500,000	400,000	500,000	
過年度分		1,845,000	1,100,000	502,000	258,507	2,741,777	1,645,000	845,000	502,000	448,111	3,485,777	2,001,111	810,111	490,888	380,888	3,686,888	2,200,000	900,000	500,000	466,666	3,866,888	2,300,000	700,000	511,111	800,000	3,588,888	2,300,000	800,000	588,888	900,000	
現年度分		2,994,930	1,715,111	785,508	748,617	3,800,212	2,245,000	1,247,000	754,000	1,248,888	4,072,666	2,501,111	1,210,111	770,888	1,181,777	4,653,554	2,800,000	1,400,000	800,000	1,467,554	4,311,111	2,600,000	1,100,000	811,111	1,200,000	4,188,888	2,600,000	1,300,000	988,888	1,800,000	
合 計		4,839,930	2,930,111	1,270,508	1,497,234	6,645,212	4,390,000	2,092,000	1,254,888	2,547,888	8,062,554	4,601,111	2,020,111	1,261,777	4,188,888	7,153,554	5,100,000	2,300,000	1,300,000	2,968,442	6,412,222	4,900,000	2,100,000	1,311,111	2,000,000	6,888,888	4,900,000	2,600,000	1,488,888	2,700,000	

(1) 西部県税事務所車庫は狭く、屋外に放置を余儀なくされる自動車があるので、車庫を拡張し管理の万全を期するよう当局は配慮の要がある。
 なお、構内具有地にある不法建物の処分及び倉庫内の整備を図らねばならない。
 (2) 東部県税事務所は独立庁舎であるが、中、西両所とも総合事務所の管理を所管しており、この管理費に苦慮していたので、適切な措置の要があると認め

た。
 (3) 東部県税事務所用自動車の保管転換事務は未了であつたので速に行われたい。
 九 予算の執行について
 (1) 時間外勤務手当の支出につき検討を要するものがある。
 一〇 参考附表は次のとおりである。

区 分	昭和三〇年度					昭和三一年度					昭和三二年度					昭和三三年度					昭和三四年度					昭和三五年度				
	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部	計	西	中	東	部
滞納繰越分	1,215,111	700,000	283,508	231,603	1,845,000	1,100,000	400,000	250,000	350,000	2,101,111	1,200,000	450,000	280,888	370,888	2,300,000	1,300,000	500,000	300,000	500,000	2,100,000	1,200,000	400,000	300,000	400,000	2,300,000	1,300,000	500,000	400,000	500,000	
過年度分	1,845,000	1,100,000	502,000	258,507	2,741,777	1,645,000	845,000	502,000	448,111	3,485,777	2,001,111	810,111	490,888	380,888	3,686,888	2,200,000	900,000	500,000	466,666	3,866,888	2,300,000	700,000	511,111	800,000	3,588,888	2,300,000	800,000	588,888	900,000	
現年度分	2,994,930	1,715,111	785,508	748,617	3,800,212	2,245,000	1,247,000	754,000	1,248,888	4,072,666	2,501,111	1,210,111	770,888	1,181,777	4,653,554	2,800,000	1,400,000	800,000	1,467,554	4,311,111	2,600,000	1,100,000	811,111	1,200,000	4,188,888	2,600,000	1,300,000	988,888	1,800,000	
合 計	4,839,930	2,930,111	1,270,508	1,497,234	6,645,212	4,390,000	2,092,000	1,254,888	2,547,888	8,062,554	4,601,111	2,020,111	1,261,777	4,188,888	7,153,554	5,100,000	2,300,000	1,300,000	2,968,442	6,412,222	4,900,000	2,100,000	1,311,111	2,000,000	6,888,888	4,900,000	2,600,000	1,488,888	2,700,000	

固定資産税		軽油引取税		狩猟者税		鉱区税		自動車税		遊興飲食税	
収入	調定	収入	調定	収入	調定	収入	調定	収入	調定	収入	調定
増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四
		四三 七五八	四三 七五八	△	△			二一 三三九	二一 三三九	一四三 一九八	一四三 一九九
		六七〇 四二八	六七〇 四二八			五〇四 八〇二	二二九 七〇三	六三七 六九三	六四八 五七二	〇二二 三六三	〇四三 九四四
		三三〇	三三〇	三五八	三五八	〇二二	四九五	五九四	六三七	二五三	三一八
		五七二	五七二	△	△			三三	二四	四三 九〇〇	四三 九〇一
		五五〇 四九四	五五〇 四九四			九九 八八〇	〇九 七四七	三九六 三九五	三一七 二九四	六四八 〇六五	七八〇 〇八二
		九四五	九四五	〇二二	〇二二	〇四四	七四七	四一七	五九四	二〇八	八二四
△	△	四三 八三四	四三 八三四	△	△			三三	二二	一五三 五四八	一五四 五五〇
九七七	九七七	六〇四 一八七	六〇四 一八七			二〇七 五二七	二二九 五一一	二七五 三九六	四四〇 二四一	五一六 七八一	一七五 四三八
四四八	四四八	五六一	五六一	四二六	三二五	三三〇	七五八	〇二二	六五九	二三一	一六〇四
△	△	二〇八 一六四	二〇八 一六四	△	△			六五	六五	三四〇 六三七	三四一 四五一
九七七	九七七	八四五 〇〇九	八四五 〇〇九			五四	五四	九一	九二	二九七 〇〇〇	九九〇 五七一
四四八	四四八	七三六	七三六	七九六	六九五	三九六	八八〇	九二二	七七〇	六八二	七三六

娯楽施設利用税		不動産取得税		個人事業税		法人事業税		個人県民税		法人県民税	
収入	調定	収入	調定	収入	調定	収入	調定	収入	調定	収入	調定
増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四
		三三	四三	五五九	五五九	四一七	三一七	三六三 五七一	二二〇	二二〇	二一 五四八
九九三 五九三	〇九 五二七	二〇七 六六九	二二九 五一六	〇一〇 二九七	九二二 八二四	四一五 二七五	三六〇 七九二	一七六 四七七	四三八 七三〇	六二五 三八五	六二六 八二四
四三九	〇八八	七三六	七九二	二九七	八二四	二七五	七九二	七七〇	九〇一	三八五	四〇千円
		一八七	一八七	九八	九八	三五二 一六五	三五二 一七五	〇〇	〇一	五〇四	五〇四
一四三 三三九	一四三 三三九	五七二 四八五	五八二 二九七	八七九 四九四	八八九 四一七	四九五 〇六八	七二五 〇六二	三〇四 七五三	七二〇 九八七	四三八 七二五	五三八 一五四
四三九	四三九	八五七	二九七	八四六	四一七	三六一	六八二	九三二	八七五	八八〇	一五四
△	△	六四七	六五八	三四〇	三四〇	四一六 七〇三	四一六 九三四	二二	二二	一五 〇五五	一五 〇五五
四四	四四	七七九 八八九	七一三 六〇五	七〇二 六六〇	七三五 〇九九	六八二 〇四四	〇二一 四一七	九五四 〇六六	〇一二 八五三	二五二 一三一	五八三 一八七
五七九 四四八	六一八 四七三	八八六 六一五	六〇四 〇五五	七〇六 六六〇	七二五 〇九九	五〇四 九四五	四一七 〇三三	三三四	四〇四	一一〇	六九三
△	△	一三三 三九五	一三三 三九五	五四 八四六	五四 八五六	一三三 四四〇	一三三 六一七	△	△	五六 一八〇	二六三 〇八
九〇	九〇	六六〇 〇三三	五一一 四三三	六九三 六九三	六四八 二二〇	五九三 七五八	一六五 一五三	一四四 三五六	四七一 二六九	四〇六 三七七	六五八 五六一
四六〇 〇三三	四六一 四八〇	〇三三 一九八	四三三 九三三	六九三 六九三	二二〇	四五一	三〇七	五五六	三三〇	二七五	一三

合 計	滞納繰越額		病 害 虫 防 除 所	
	收 入	調 定	收 入	調 定
	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四	増三三 減五四
	三七〇 二七五	六八一 九八九	△一四六 一四一	△一三五 二二五
	六八一九 九一五四	二二六一 二九七	九八一 一四一	一四一 四〇八
	一五七 一六二	二二六 二二九	△一 一	△一 一
	五七二 五七六	二二六 二二九	一 一	一 一
	二二二 三〇六	四七三 六九三	三〇三 三二四	一〇二 八九八
	三二八 三三三	二七四 二八二	△一四六 一四一	△一 一
	四七五 五三八	八二九 八二一	二八〇 一七九	〇三三 〇三二
	二九六 一〇九	二九七 〇七八	△一 一	△一 一
	一〇七 二七五	三〇三 三〇三	一 一	三三 六八
	三九四 一五四	五五九 五九三	五〇五 一三四	七〇六 〇七七

病 害 虫 防 除 所

簡 所 執 行 年 月 日

西伯病害虫防除所	昭和三十六年	松本 利治
米子	九月 六日	荻原 治郎
日野	九月 六日	堀江 実蔵
東伯	九月 十一日	松本 利治
鳥取	九月 十一日	荻原 治郎
岩美	九月 十一日	堀江 実蔵
八頭	九月 二十六日	松本 利治
気高	九月 二十六日	荻原 治郎

昭和三十五年度にかかる各所の定期監査を執行した結果、共通的事項は次のとおりである。

1 防除組織、機構について

本機関は組織上では二市六郡に設置していることになつてゐるが、実質的には、東、中、西部の三地区に事務所を形成し、各地区とも二名の職員で、地区内事務所の所長は兼務となつてゐるほか、市町村に一四〇名(鳥取地区五七名、倉吉地区三三名、米子地区五〇名)の防除員を委嘱し運営している。その機構は弱体で防除計画の策定指導と罅除推進協議会活動の促進、早期発見と適期防除、防除機具の整備強化等効率防

2 三日防除体制の確立について
耕作面積に対するいわゆる三日防除に必要な防除機具の絶対数は三、四一七台(東部一、四〇一台、中部八三七台、西部一、一七九台)であり、これに対し、三十六年三月末各市町村整備台数(使用し得るもののみ)は二、二九二台(東部一、〇〇八台、中部六〇〇台、西部六八四台)で一、一五五台(東部三九三台、中部三三七台、西部四九五台)不足している。とくに、うんか(しま葉枯病)等異常発生時の防除体制の確立に配意の要がある。

3 防除機具の整備状況について

県有防除機具の整備状況は次表のとおりであるが、そのほとんどが耐用年数を経過し、また貸し出し中の破損が甚しく使用不能のものが多い。使用不能のもの及び市町村保管分の処分整理をするとともに、貸付並びに返還業務の厳正化(貸付機械番号等の記録、返還されたものの点検等)、さらに進んでは、防除機具の貸付は異常発生時に限る等の措置につき根本的に検討の要がある。

